

行政財産賃貸借契約書（案）

貸主 蓼田市（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、次の条項により行政財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、その所有する次の行政財産の一部（以下「貸付部分」という。）を自動証明写真機（以下「写真機」という。）設置に使用させるために乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

貸付部分

- (1) 名 称 蓼田市役所 1階
- (2) 所 在 蓼田市大字黒浜 2799番地1
- (3) 区 分 市庁舎
- (4) 数 量 写真機 1台分
- (5) 貸付部分 別図のとおり

（指定用途等）

第3条 乙は、自ら貸付部分に写真機を設置し、貸付期間中継続して事業を行うものとする。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。なお、写真機の設置及び撤去日は、甲、乙協議の上、決定することとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は月額金1,271円とする。

2 1月未満の期間に係る貸付料は、1月として算定する。

（電気料金）

第7条 設置する写真機に係る電気料金相当額については、乙の負担とする。

（売上手数料）

第8条 乙の設置する写真機の売上手数料は、年額金円とする。

(貸付料、電気料金及び売上手数料の支払)

第9条 乙は、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する日までに、その年度に属する貸付料、電気料相当額及び売上手数料を甲に支払わなければならない。

(違約金の徴収)

第10条 乙は、前条に定める期限までに貸付料を納付しなかったときは、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。

(費用負担)

第11条 写真機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第19条第2項の規定により撤去する場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本件契約を締結した後、貸付部分が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見しても、当該契約不適合を理由とした履行の追完の請求、貸付料の減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙は、貸付部分が、その責めに帰することができない事由により滅失又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の認める金額の貸付料の減免を請求することができる。

(転貸の禁止)

第13条 乙は甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は貸付部分の賃借権を譲渡してはならない。

(管理義務)

第14条 乙は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第15条 乙は、貸付物件を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰するべき事由によるものを除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第16条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を通知しなければならない。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 甲は、設置された写真機、当該写真機で販売する商品若しくは当該写真機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(実地調査等)

第18条 甲は、貸付期間中、必要に応じて、乙に対し貸付部分や利用者数・売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告若しくは資料の提出を怠つてはならない。

(契約の解除)

第19条 貸付期間内においては、甲乙共に本契約を解除できないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付部分を必要とするときは、本契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に先立ち乙から提出された応募に関する各種提出書類（設置提案書、誓約書等）に虚偽の記載が確認されたとき
 - (2) 貸付料その他の債務の支払を納期限から2か月以上怠ったとき
 - (3) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
 - (4) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき
 - (5) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき

(貸付部分の返還)

第20条 貸付期間が終了したときは、乙は、直ちに貸付部分を、その所在する場所において甲に返還しなければならない。

(原状回復義務)

第21条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、自己の負担において貸付部分を原状に回復しなければならない。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、貸付部分を滅失又は破損したとき
- (2) 前条の規定により貸付部分を甲に返還するとき

(損害賠償)

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第23条 第19条の規定により貸付部分を返還する場合において、乙が貸付部分に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求しないものとする。

2 甲の承認の有無にかかわらず乙が施した造作については、本契約の終了の場合において、乙は、その買取りの請求をすることができない。

(契約の費用)

第24条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
甲 蓼田市
氏名 蓼田市長 山口 京子

住所
乙 印
氏名

